

災害対策樹立に関する調査

[議事録3/6]

避難勧告・避難指示の在り方

- ・避難勧告等の発令基準の策定状況
- ・避難勧告発令に伴う今後の国との関与

○吉川沙織君

今、避難勧告や避難に関するやり取りをさせていただきました。避難勧告、この前の伊豆大島でも残念ながら出なかつたというようなことございましたが、避難勧告を出す出さないの以前に、各自治体において避難勧告の発令基準がどうなっているか、これに関しては何年も前から実は指摘をさせていただいております。



避難勧告等の発令基準の策定状況については、平成25年、今年の1月29日、消防庁が避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況調査を公表しており、これによれば、平成24年11月1日現在の策定状況が調査、公表されています。

もちろん、前年と比較をすれば、策定済みとなっている団体、見直し中とする団体はほんの僅かですが増えていますが、策定すらできていない団体はいまだに24.7%、つまり4つに1つの地方公共団体が避難勧告を発令するための策定ができていない、こういう状況になっています。この発令基準の未策定の理由、見てみると、ずっとこれも言い続けていますが、依然として、担当者が少ない、策定方法が分からぬというのが理由としてまだまだ残っています。

去年の災対法の改正の質疑の際に、国の助言だけではなくて、もちろん避難勧告に対する助言も必要ですが、それ以前の策定基準、これに対する専門家を派遣するなどして支援を行うことを提案し、そのような仕組みをつくりたいと当時の大臣から答弁ありましたが、現在どう対処なさっていますでしょうか。

○国務大臣(古屋圭司君)

今年も災対法を改正をして、そういった市町村あるいは都道府県に対する指示の部分が更に充実をしてき

ていますね。



やっぱり、私は是非、市町村長の方々にもうお願ひしたいのは、国に聞いてくることとか恥じることじゃないんですよ。むしろ、ややもすると、ちょっと遠慮するんですね。地方の小さな市町村長さんって非常に真面目ですので、お上に聞いていいんだろうかという、そういう認識があるんです。そんなこと一切ありませんから、我々はもう場合によっては派遣しても、話を聞いて、教えてほしいというふうなことがあったら、内閣府としても最大

限それは協力させていただきますよ。それで、やはり 100% そういうルールを 1,719 の市町村につくり上げること、そしてそれを住民に徹底することなんです。しっかり内閣府としてもやっていきたいと思います。

昨年 6 月にも、災害の後、中川当時の大臣もそういう主張をされましたよね。ただ、残念ながら、それから余り進みませんでした。それで、政権が替わりまして、その後もう 9 か月たった、10 か月たっていますんで、ちょうど今年の夏にこういった一連の災害が非常に多くきました。

私たちは、その昨年の国会の答弁の経緯、そして今年のこういった災害が起きた、そして市町村が必ずしもそういった準備が十分ではないということがよく分かりましたので、今徹底的にそれぞれの市町村に対してアドバイスなり、調査をするなり、マニュアルの見直し、今やっておりますので、これは新内閣になってそういう取組をしているということも是非御認識をいただきたいと思います。

○吉川沙織君

今度また来年の 1 月に前年度比の策定状況の調査結果が出ると思いますので、上がっていきることを楽しみに是非拝見したいと思います。

10 月 21 日の衆議院予算委員会において防災担当大臣は、避難勧告の発令の在り方について、「全てを地方公共団体に任せるということではなくて、いろいろな知見を持っている政府がしっかりと指導的なアドバイスをしていくという環境も、場合によっては整えていくべきかもしれません。」と答弁なさいました。その後、ニュ



ースそれから新聞報道等で国が避難勧告に大きく関与するんじやないかという、そういう報道がなされまし

た。

これに関しても、国が積極的に関与すべきだということを指摘し続けてきましたが、現行の災対法では首長の判断で、最後、避難勧告を発令することになります。これを、このやり取りだけではちょっとよく分からなかったものですから、どのように変えていくとされているのか。災対法、今回 61 条の 2 で改正された部分はありますが、それを超える内容をされようとしているのかどうか、教えていただきたいと思います。

○国務大臣(古屋圭司君)

今度災対法を変えましたので、その改正の精神がしっかりと生かされるようにしていくことがまず先決だと思っています。



やはり、首長さんの中には、非常に防災意識が高い首長さんと、余り災害がない地域であったり、住民の皆さんの意識も含めて余り高くないところもあります。また、職員も、やはりしっかりそういう職員がたくさんいらっしゃるところと、あるいは行革の一環でどんどん今職員の数が減っていますので、全体では、少し防災関係は、トータルで見ると役場の職員全体は下がっていても防災の職員は上がっています

ね。ちょっと、もしデータが必要なら、私、申し上げますけど。例えば、一般行政部門はマイナス 0.8 ですけれども、24 年度は防災部門は 19.1%。まあ、増えているんですけど。

ただ、本当に、増やすことだけではなくて、やっぱりそういう認識をしっかりと持っていただくということが大切だと思います。それをしっかり今検証して、見直しをしているんです。その上で、今後何かもしも踏み込んで必要ならば、そのことも考えていかなくてはいけないですけど、まず変えたルールが適切に稼働するようにさせる、それを徹底するということが大切だと思います。

○吉川沙織君

では、10 月 21 日の予算委員会の大臣の御答弁は、災対法が改正されたその精神を生かすという意味での御答弁であったということでよろしいですね。

○国務大臣(古屋圭司君)

まず、そうなんです。その上で、今後のその推移を見守りながら常にそうやってリバイズをしていくという必要がありますので、そういう考え方で私は申し上げました。

続きの議事録(4/6)は、[こちら](#)です。